

技術標準と競争政策 -コンソーシアム型技術標準に焦点を当てて-

長岡貞男

一橋大学イノベーション研究センター教授
(公正取引委員会競争政策研究センター主任客員研究員)
nagaoka@iir.hit-u.ac.jp

山根裕子

政策研究大学院大学教授

青木玲子

一橋大学経済学研究所助教授(執筆時)
オークランド大学経済学部シニア・レクチャー
r.aoki@auckland.ac.nz

和久井理子

大阪市立大学助教授
wakui@law.osaka-cu.ac.jp

【要旨】

1. 研究の背景と目的

標準に係る必須特許保有企業がそれぞれ独自に権利主張を行うと、標準に支払うべきロイヤルティが過大となるなど標準の普及が阻害される危険があり、これに対処するためにパテント・プールなどによる企業間の協力が注目されている。また標準が普及した後で、アウトサイダー企業が必須特許の権利行使を行うことによるホールド・アップ問題も発生している。

本研究では、(1)MPEG2、DVD など最近の重要な4つの技術標準の形成過程についての実態調査、(2)米国及びEUの競争政策当局のパテント・プールなどへの執行方針についてのヒアリング調査、及び(3)米国・欧州・日本における標準化団体の知的財産政策の実態調査を踏まえて、コンソーシアム型(複数の特許権保有企業の協力が必要な)の技術標準への競争政策の在り方について分析を行うことが目的である。

2. 研究のメンバー

一橋大学イノベーション研究センター教授 長岡貞男
政策研究大学院大学教授 山根裕子

大阪市立大学助教授 和久井理子

一橋大学経済研究所助教授(執筆時) 青木玲子

法学者と経済学者が協力して実態調査を踏まえながら研究を行ったことが、本研究の重要な特徴である。

3. 研究の結果

第一に、MPEG2、DVD、3Gの実態調査によれば、標準にかかる必須特許数及びそれを保有する企業は非常に多い。その原因として、これらの規格の技術要素が多いこと、多数の企業が研究開発競争に参加していること、互換性標準のバンドワゴン効果によって企業が標準形成に参加する意欲が高いこと、そして特許の継続分割出願制度の利用が重要である。MPEG2のコロンビア大学、3Gのクワルコムなど研究開発専門企業や大学も重要になっている。MPEG2、DVDのpatent・プールはRAND条件(合理的でかつ無差別な条件)によるライセンスにコミットしており、多数の企業にライセンスしている。

第二に、標準を支援するpatent・プールについての競争政策の在り方について以下のごとく、米国とEUの基本的な考えは収れんしてきた。

補完性の高い特許のみをプールすること。市場でドミナントなプールは必須特許(プール外にも代替特許が存在しない特許)に限定されるべきである。

特許間関係の評価を客観的に行うための制度的メカニズムが必要であること。

プールによる企業間協力を補完特許の束の集合ライセンスに限定すること。

バイパスの自由が、確保される必要があること。

プールによるgrantバック要求は、規格の必須特許の非排他的ライセンスを要求するに留まるものであれば可であること。

標準が市場支配力を有している場合には、オープンライセンスがなされるべきであること(EUでは"fair and non-discriminatory"な条件でのライセンス)。

特許有効性について法的な異議申立(チャレンジ)があった場合には、当該特許権保有企業のみによるライセンス拒否による対抗が可能であること。

また、標準化に参加している企業が自社の必須特許が標準に採用されることを知りつつ標準化機関のルールに反してその開示をせず、標準が普及した段階で権利行使を行った場合、標準技術の選択の公正な競争を歪めること、また標準の利用企業を事後的にホールド・アップして高いロイヤルティを課することができる2つの点で、反競争的である。米国では、競争政策当局が介入しており、EUでも「特許による待ち伏せ」(patent ambush)のケースとして、訴追する方針を示している。

第三に、標準化機関の知的財産政策は、知的財産の重要性の高まり、独禁法事件の発生などに対応して、見直しがなされているが、まだその途上である。このため、公的な標準化機関の特許政策においても以下の基本的な点がまだ不明確なままとなっている。

RANDとは何か。「合理的」あるいは「無差別」の明確な定義

知的財産権の開示政策。そもそも開示は義務かどうか、開示あるいはライセンスすべき知的財産権の内容(出願中の特許権を含むかどうか)

知的財産政策の遵守義務の範囲。義務を履行しなかった場合の罰則。企業として責任を負うのか出席した個人なのか。

「合理的」な価格の要件として、標準の利用企業が投資をサックしていない段階で交渉した場合の価格であること、また標準全体の価格設定に配慮した価格であることが考えられるが、こうした原則を明確にした機関は存在しない。

4. 研究の示唆

- (1) 日本においても、プールされる特許の補完性・代替性及びバイパスの自由にも着目した競争政策の運用が重要である。
- (2) 技術標準に係る必須特許の束のライセンス条件が、標準間競争が存在した標準のユーザーが投資を行う前にコミットされることは、競争政策上も歓迎されるべき。
- (3) 標準化機関の知的財産政策の強化が重要である。
- (4) 標準化機関の開示規則に反して特許権を開示せずに、標準が普及してから標準化機関の特許政策に明確に反して高いロイヤルティを課す行為は、反競争的である。
- (5) パテント・プールが競争を阻害しないように機能するため、特許の必須性あるいは補完性の評価を客観的に行うための制度的なメカニズムの確立が重要である。
- (6) 7月に公正取引委員会により公表された「規格の標準化に伴うパテントプール形成等に関する独占禁止法上の考え方」では、上記(1)ないし(5)に関して独占禁止法上の考え方が明らかにされたことは、歓迎される。今後は、当該ガイドラインの分析を更に進める方向での研究が望まれる。